

三宿地区における駐屯地業務等に関する訓令

防衛庁訓令第79号

三宿地区における駐屯地業務等に関する訓令を次のように定める。

昭和30年12月27日

防衛庁長官 船田 中

三宿地区における駐屯地業務等に関する訓令

改正	昭和35年3月8日庁訓第6号	昭和43年2月15日庁訓第3号
	昭和57年4月30日庁訓第19号	平成12年2月29日庁訓第12号
	平成15年3月28日庁訓第26号	平成18年3月27日庁訓第12号
	平成18年7月28日庁訓第83号	平成21年3月27日省訓第21号
	平成27年10月1日省訓第39号	令和3年3月31日省訓第18号

(目的)

第1条 この訓令は、三宿地区（三宿駐屯地、自衛隊中央病院及び防衛装備庁次世代装備研究所の所在する施設をいう。以下同じ。）における駐屯地司令及び駐屯地業務隊に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第44号。以下「駐屯地訓令」という。）第5条及び第10条に規定する業務及びこれに準ずる業務を円滑に遂行するため、これらの業務の分担等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(地域区分)

第2条 三宿駐屯地、自衛隊中央病院及び防衛装備庁次世代装備研究所の地域区分は、別紙のとおりとする。

(三宿駐屯地司令の職務)

第3条 三宿駐屯地司令は、三宿駐屯地に関する業務のほか、自衛隊中央病院の施設の外周警備に関する業務を行なうものとする。

(陸上自衛隊衛生学校長の職務)

第3条の2 陸上自衛隊衛生学校長は、三宿駐屯地における駐屯地訓令第10条に規定する業務のうち、三宿駐屯地に所在する部隊等に勤務する女性自衛官の宿泊及び被服の洗濯修理に関する業務は行なわないものとする。

2 陸上自衛隊衛生学校長は、次の各号に掲げる業務を駐屯地訓令第10条に規定する業務として行うものとする。

(1) 自衛隊中央病院に勤務する隊員の宿泊（女性自衛官を除く。）及び給養に関すること。

(2) 自衛隊中央病院に対する給電、給排水及び送汽並びに防衛装備庁次世代装備研究所に対する給電及び給排水に関すること。

(自衛隊中央病院長の職務)

第4条 自衛隊中央病院長は、自衛隊中央病院に関し、駐屯地訓令第5条及び第10条に規定する業務に準ずる業務（第3条により三宿駐屯地司令が行うべき業務及び

第3条の2第2項により陸上自衛隊衛生学校長が行うべき業務を除く。)を行うほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 三宿駐屯地に係る被服の洗濯及び修理に関すること。

(2) 三宿駐屯地に所在する部隊等に勤務する女性自衛官の宿泊に関すること。

2 前項の規定により自衛隊中央病院長が行う職務については、駐屯地訓令に規定する駐屯地司令及び駐屯地業務隊長の職務に関する規定を準用する。

(防衛装備庁次世代装備研究所長の職務)

第5条 防衛装備庁次世代装備研究所長は、防衛装備庁次世代装備研究所の施設の管理及び運営に関する業務(第3条の2第2項により陸上自衛隊衛生学校長が行うべき業務及び前条第1項により自衛隊中央病院長が行うべき業務を除く。)を行うものとする。

(連絡協力)

第6条 三宿駐屯地司令、陸上自衛隊衛生学校長、自衛隊中央病院長及び防衛装備庁次世代装備研究所長は、三宿地区における駐屯地訓令第5条及び第10条に規定する業務及びこれに準ずる業務を円滑に遂行するため、相互に緊密に連絡協力しなければならない。

(委任)

第7条 この訓令の実施に関し必要な事項は、三宿駐屯地司令、陸上自衛隊衛生学校長又は自衛隊中央病院長が行うべき事項に関しては陸上幕僚長が、防衛装備庁次世代装備研究所長が行うべき事項に関しては防衛装備庁長官が、それぞれ定めるものとする。ただし、第3条に規定する自衛隊中央病院の施設の外周警備に関する業務に関しては統合幕僚長が定めるものとする。これらの場合において統合幕僚長、陸上幕僚長又は防衛装備庁長官は、他と協議を必要とすると認める事項については、あらかじめこれと協議しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和30年11月1日から施行する。

附 則 (昭和35年3月8日防衛庁訓令第6号)

この訓令は、昭和35年3月8日から施行する。ただし、改正後の第3条の2及び第4条の規定中婦人自衛官に係る部分は、昭和34年12月4日から適用する。

附 則 (昭和43年2月15日防衛庁訓令第3号)

この訓令は、昭和43年3月1日から施行する。

附 則 (昭和57年4月30日防衛庁訓令第19号)

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則 (平成12年2月29日防衛庁訓令第12号)

この訓令は、平成12年3月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日防衛庁訓令第26号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日防衛庁訓令第12号)

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成18年7月28日防衛庁訓令第83号)

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（平成21年3月27日防衛省訓令第21号）
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日防衛省訓令第39号）
この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日防衛省訓令第18号）
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

